



彩の国 埼玉県

## AED普及推進事業実施結果報告書



埼玉県のマスコット「コバトン」

平成23年8月

埼玉県保健医療部薬務課

## はじめに

私たちは、いつ、どこで突然のけがや病気におそわれるかわかりません。特に、心臓や呼吸が止まってしまった場合は、治療はまさに1分1秒を争い、大切な生命が助かる可能性は約10分の間に急激に少なくなっています。

救急車が救命現場に到着するまでには全国平均で約7分間以上かかるといわれています。そのようなときこそ、救命現場に居合わせた一般市民（バイスタンダー）による心肺蘇生とAED（自動体外式除細動器）による救命処置が必要です。

県は、突然の心肺停止から県民の尊い命を救うため、平成18年度に「埼玉県AED普及推進計画」を定め、市町村や民間の御協力をいただきながら、AED設置と救命講習会の受講を促進してまいりました。

今日、AEDの必要性は社会的に認知され、平成23年3月末の本県のAED設置届出数は8,700台を超え、平成17年当時の約10倍に増加しました。

AED普及推進計画は、平成22年度末をもって終了となりますが、県といたしましては、引き続き、AEDの普及推進と設置情報の公表に努めてまいります。

この報告書は、今後のさらなるAED普及推進の一助となるよう5年間の取組をとりまとめたものです。

平成23年8月

埼玉県保健医療部薬務課長 西川由浩

## 目 次

1	埼玉県AED普及推進計画策定の経緯	1
2	埼玉県AED普及推進計画の概要	2
3	AEDの設置状況	4
4	救命講習会の受講状況	7
5	AEDを使用した救命事例	8
6	AED設置情報の把握、公表	11
7	八都県市等への働きかけ	13
8	AEDの普及啓発	14
9	AED普及推進のまとめ	18
10	今後の取り組み	19

### 参考資料

○	埼玉県AED普及推進協議会	23
○	埼玉県AED普及推進協議会設置要綱	24
○	埼玉県AED普及推進協議会委員名簿	25
○	厚生労働省通知	26
・	非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について	
・	自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）	
・	自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の周知等について（依頼）	

## 1 埼玉県AED普及推進計画策定の経緯

心肺停止者の生存率は、救命処置が1分遅れるごとに7～10%ずつ低下するといわれている。

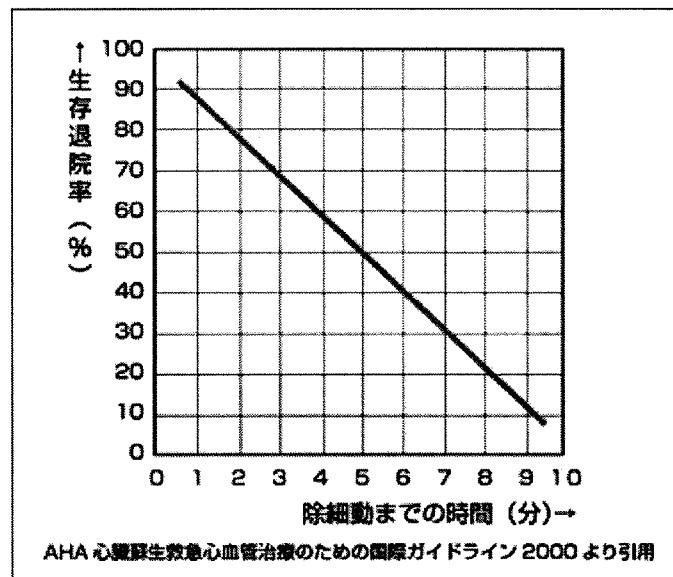
心筋梗塞や心筋症などによる心室細動に対する救命処置としては、救命現場での心臓マッサージや人工呼吸など基礎的な心肺蘇生処置と併せて、AEDを使用して電気的除細動を行うことが効果的である。

これまで除細動は医師や看護師、救急救命士によって行われてきた。

しかし、救急車が現場に到着するまでの間に、一般市民（非医療従事者）により心肺停止者に対し迅速な除細動が可能となれば、さらに救命率の向上が期待できる。

こうした状況等を踏まえ、厚生労働省は、平成16年7月に一般市民が救命の現場に居合わせた際にはAEDを使用してもよいとの方針を示した。

そこで、県はAEDの設置促進と迅速に使用できる体制整備について協議するため、平成18年5月に「埼玉県AED普及推進協議会」を設置、同年7月には「埼玉県AED普及推進計画」及び「埼玉県AED普及推進ガイドライン」を策定し、AEDの普及推進に取り組んできた。



## 2 埼玉県AED普及推進計画の概要

### 1 目的

突然の心肺停止から県民の尊い命を救うため、県、市町村、民間が一体となり県全体のAEDの普及推進を図る。

### 2 計画策定 平成18年7月

### 3 計画期間 平成18年度～平成22年度（5か年）

### 4 数値目標

(1) AED設置届出台数	累計	8,500台
内訳	公共施設	3,400台 (40%)
	民間施設	5,100台 (60%)
(2) 救命講習会受講者数	累計	25万人（毎年5万人）以上

### 5 計画の体系

#### (1) AEDの設置促進

- ① 多くの県民の利用する施設
  - ② 心肺停止の発生率が高い施設
  - ③ 県民の認知度が高い施設
- } 公共施設、民間施設

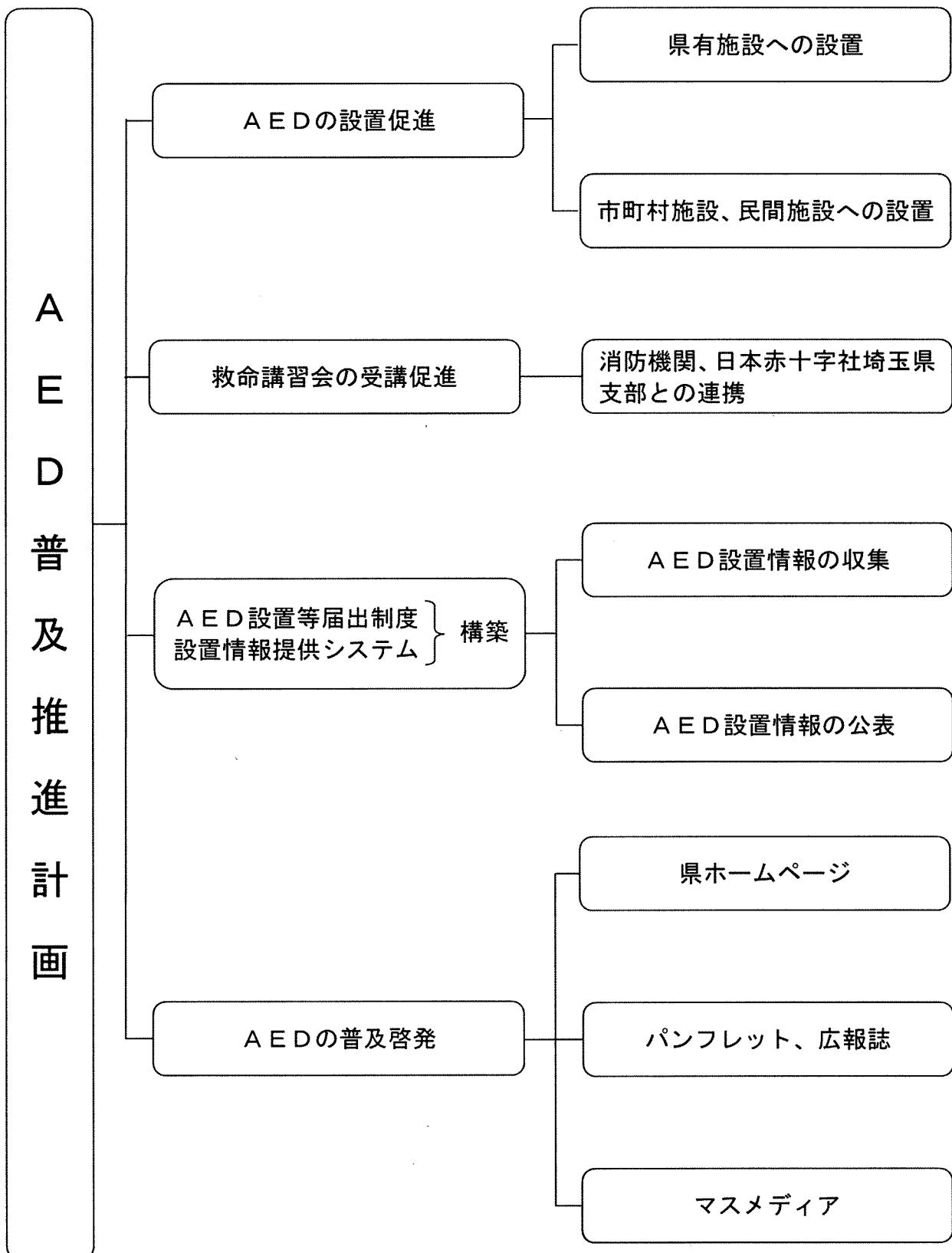
#### (2) 救命講習会の受講促進

- ① 消防機関
- ② 日本赤十字社埼玉県支部

#### (3) AED設置等届出制度、設置情報提供システムの構築

#### (4) AEDの普及啓発

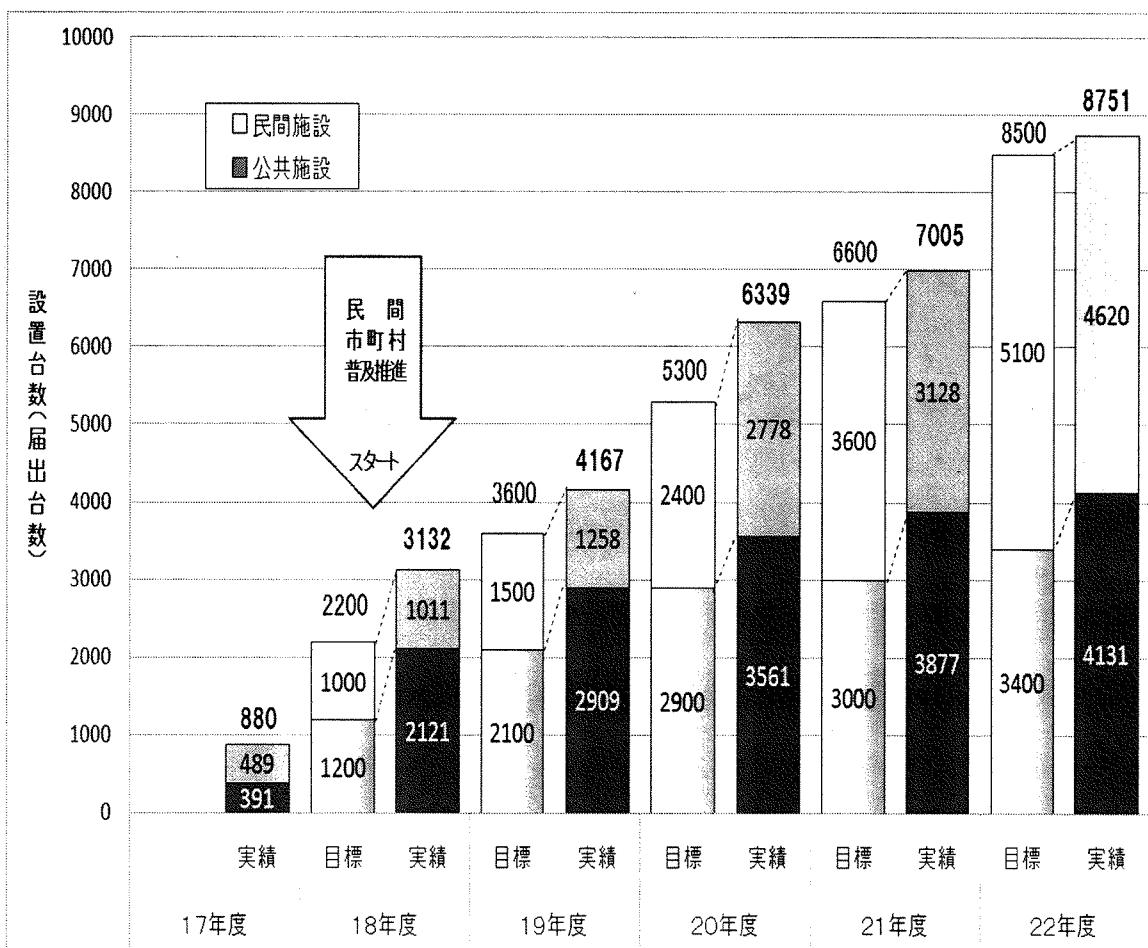
## 【参考】 埼玉県AED普及推進計画の体系図



### 3 AEDの設置状況

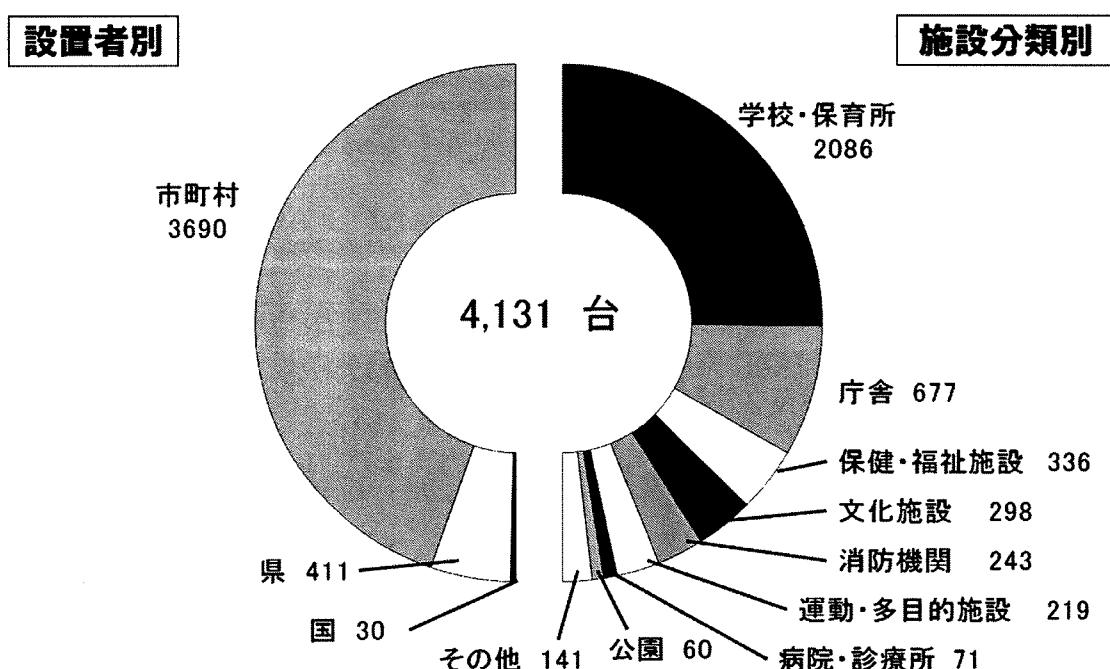
#### 1 設置届出状況

区分	設置目標 (割合)	設置届出数 平成23年3月末 (割合)	目標達成率
公共施設	3,400台 (40%)	4,131台 (47%)	122%
民間施設	5,100台 (60%)	4,620台 (53%)	91%
合計	8,500台	8,751台	103%

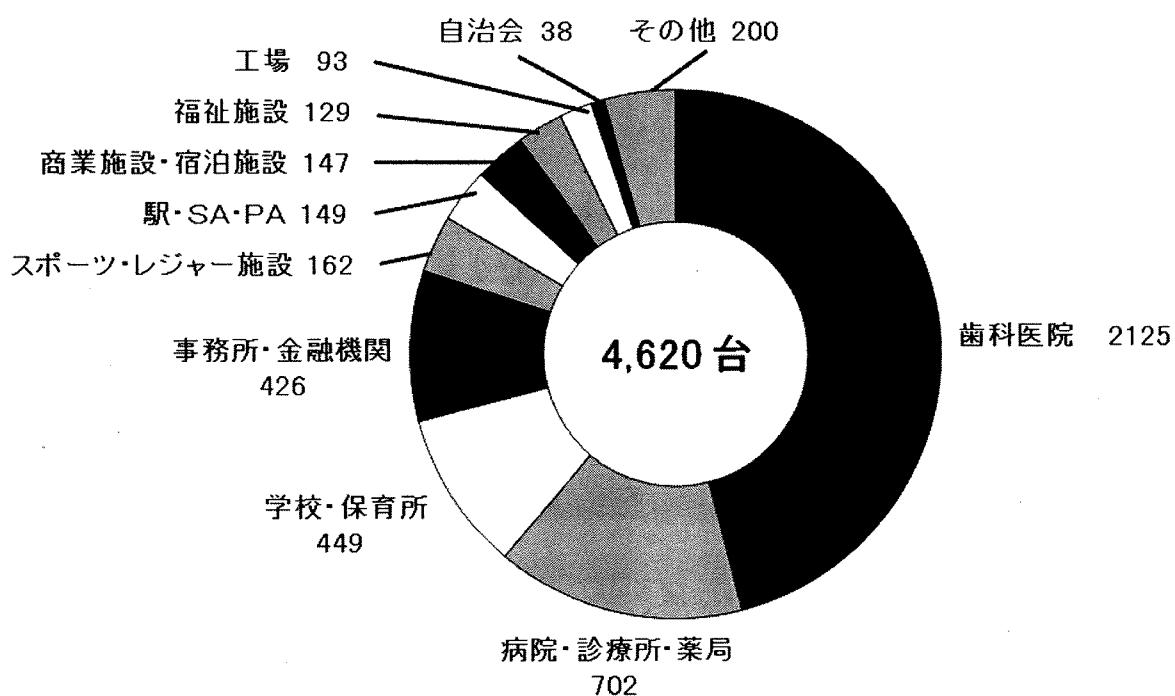


## 2 施設別設置状況（平成23年3月末現在）

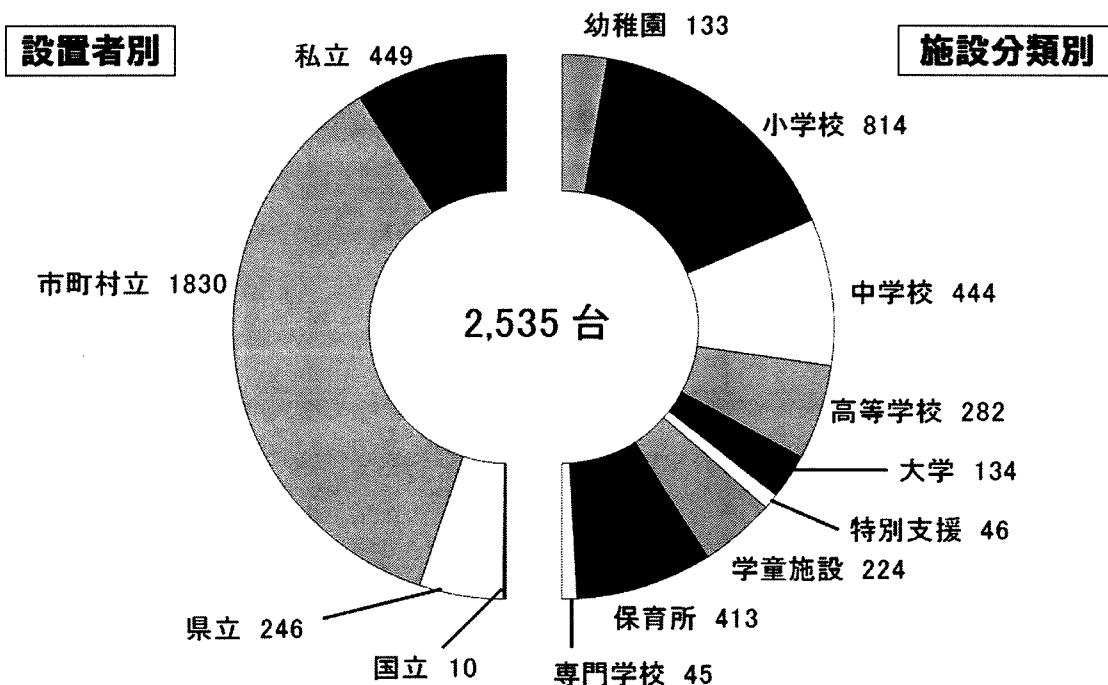
### ア 公共施設



### イ 民間施設



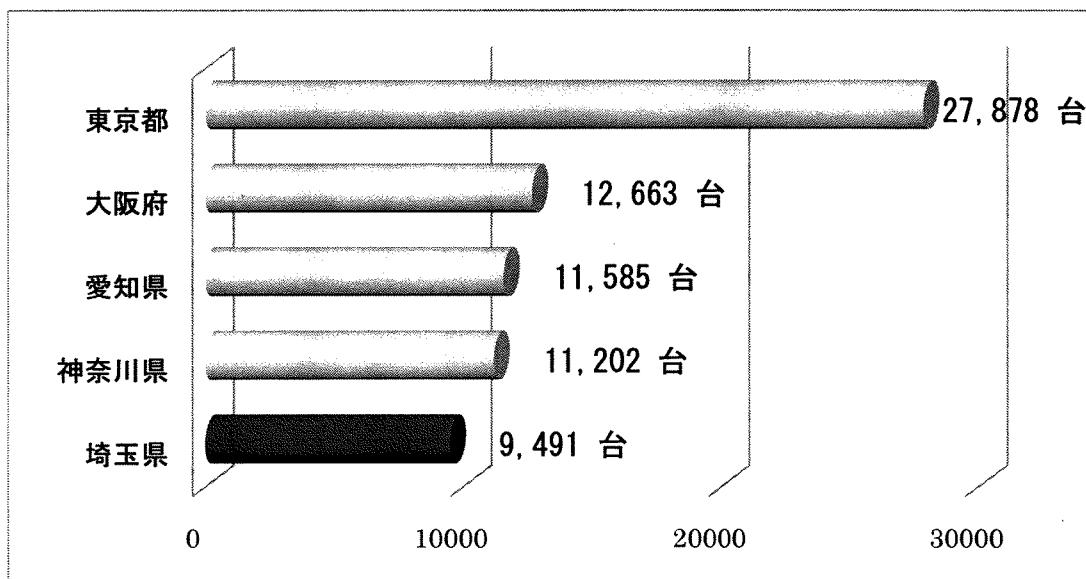
## ウ 学校等（再掲）



【参考】 全国の設置台数 203,924 台

出典：平成21年度厚生労働科学研究

「循環器疾患等の救命率向上に資する効果的な救急蘇生法の普及啓発に関する研究」（研究代表者：丸川征四郎）（H21.12）

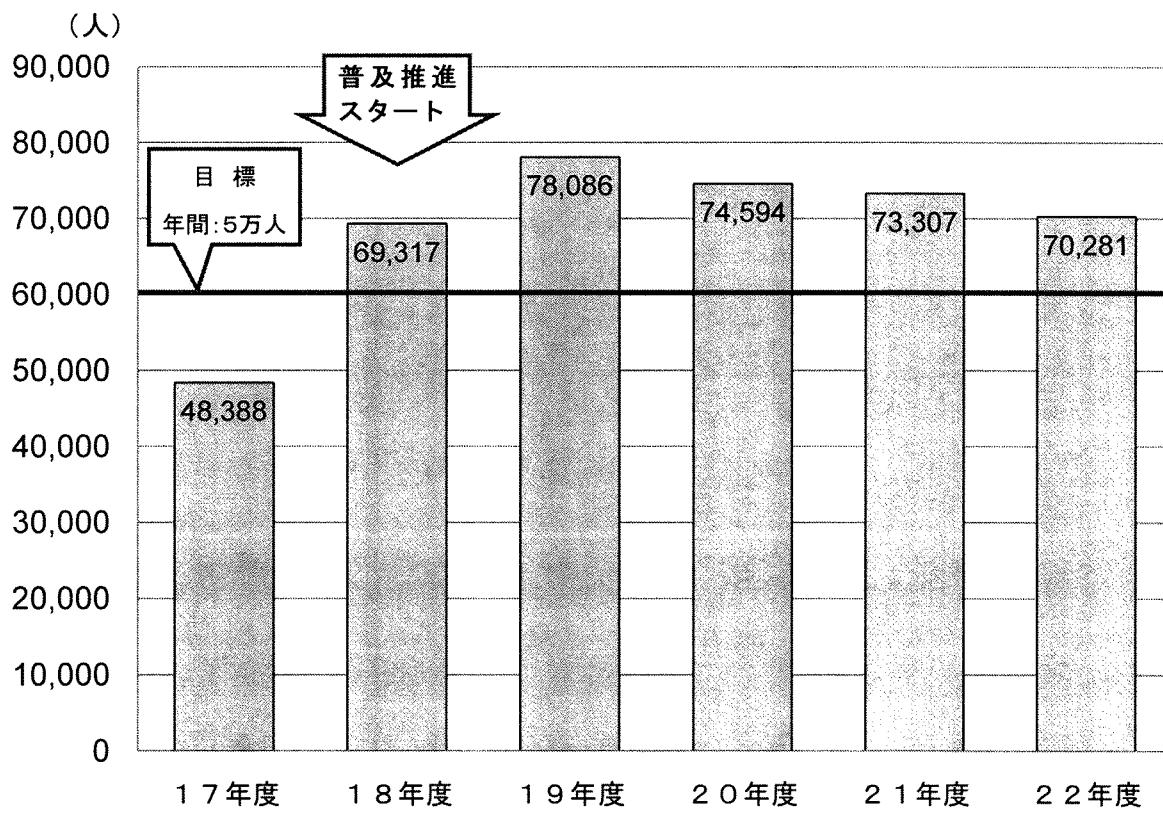


注) 本県が把握している届出台数とは一致しません。

#### 4 救命講習会の受講状況

区分	受講者目標	受講者数 平成23年3月末	目標達成率
消防本部 日本赤十字社埼玉県支部等	累計 25万人	36万6千人	146%

救命講習会の受講者数の推移



## 5 AEDを使用した救命事例

- 使用実績 75件 (H18.9~H23.3 県への報告等の件数)
- 救命件数 20件 (うち公立小 2件、公立中 1件、県立高校 3件)

### 1 AED使用状況 (H18.9~H23.3)

年度	使用報告	報道	情報提供	合計	うち救命
H18	17	1		18	3
H19	19	2		21	4
H20	17	1	2	20	4
H21	5		2	7	5
H22	7	1	1	9	4
合計	65	5	5	75	20

### 2 学校での使用状況

年度	幼稚園	小学校	中学校	高校	合計
H18				2(1)	2(1)
H19		2(1)	2(0)		4(1)
H20				2(1)	2(1)
H21				1(1)	1(1)
H22		2(1)	1(1)	1(0)	4(2)
合計	—	4(2)	3(1)	6(3)	13(6)

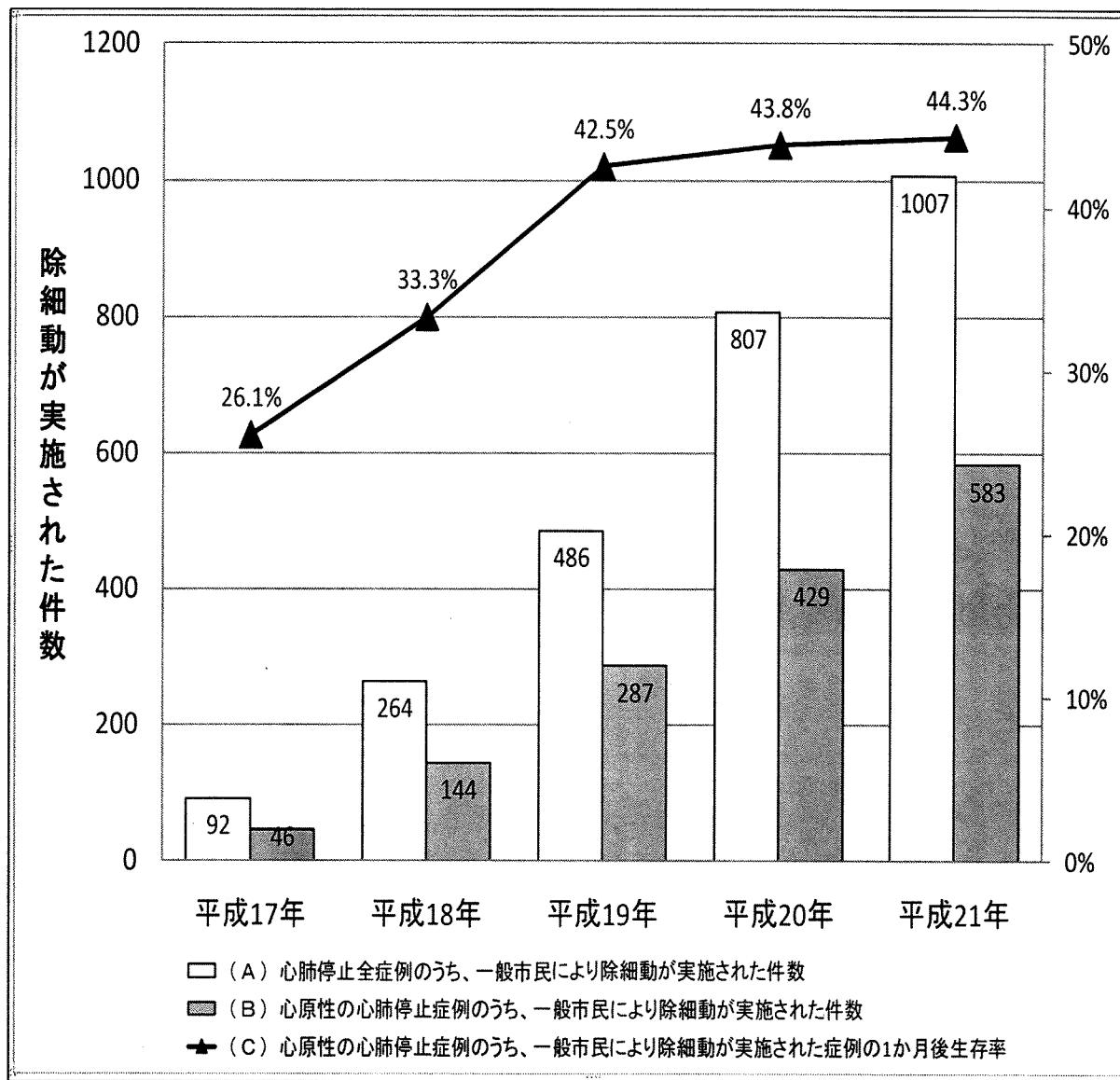
※ 再掲 ( ) 内は救命数で内数

### 3 県内の救命事例

NO	救命年月	場 所	救命時の状況	AED使用者
1	18年 9月	運動公園	サッカー試合中の男性	居合わせた医師
2	18年 10月	診療所待合室	待合中の患者	医師
3	18年 11月	高校体育館	体育授業中の生徒	保健体育教諭 他
4	19年 5月	市営グランド	サッカー試合中の男性	居合わせた医師
5	19年 6月	小学校プール	水泳授業中の女子児童	担任教諭
6	19年 6月	自宅	男性	救急隊員
7	19年 12月	駅前ロータリー	歩行中の男性	救急隊員
8	20年 8月	野球場	プロ野球観戦中の男性	球場関係者
9	20年 11月	高校脇道路	持久走中の女子生徒	担任教諭
10	20年 12月	市民会館	体操中の男性	居合わせた医師
11	21年 1月	駅	通勤途中の男性	乗客
12	21年 7月	高校グランド	野球練習中の男子生徒	教諭
13	21年 10月	市民球場	体育大会に参加した男性	看護師 他
14	22年 2月	診療所待合室	待合中の患者	医師
15	22年 3月	武道館	剣道稽古中の男性	非番消防署員
16	22年 3月	市民会館	卓球練習中の男性	体育館職員
17	22年 6月	市営グランド	サッカー試合観戦中の保護者	大会役員
18	22年 7月	小学校校庭	ソフトボール試合中の男性	参加者
19	22年 7月	駅のホーム	歩行中の男性	一般市民、駅員
20	22年 12月	中学校の教室	女子生徒	養護教諭

【参考】 「一般市民により除細動が実施された件数の推移」  
 (出典: 平成22年版救急・救助の現状(総務省消防庁))

### 1 一般市民による除細動実施件数、1か月後の生存率



### 2 心肺機能停止傷病者全搬送人員のうち、一般市民による除細動実施件数

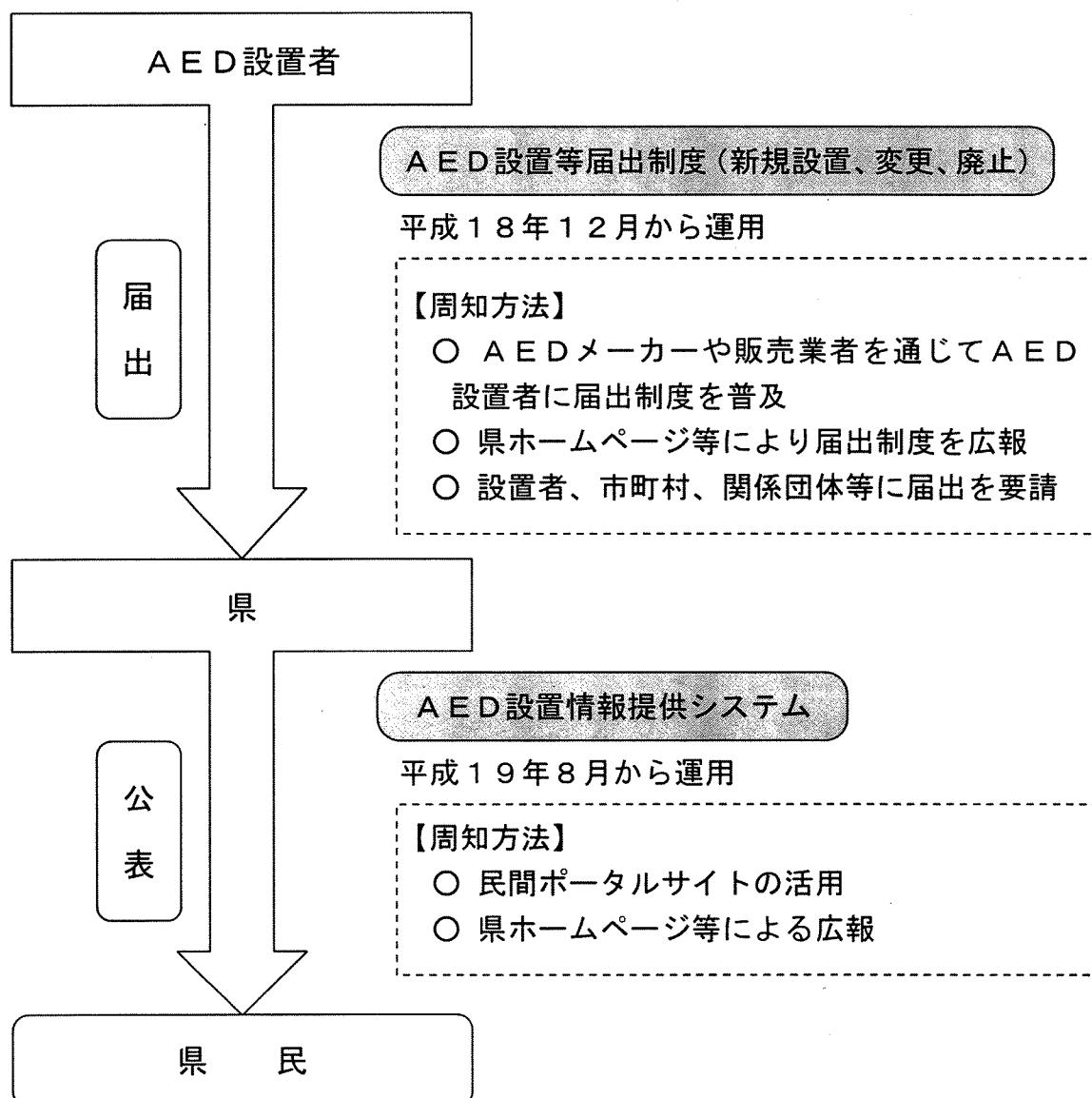
区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
全国	92	264	486	807	1,007
埼玉県	5	18	32	40	56
東京都	10	51	96	123	143
神奈川県	8	15	21	59	77
千葉県	2	16	14	45	65

## 6 AED設置情報の把握、公表

### 【目的】

県内のAED設置場所、連絡先、利用方法等を把握してパソコンや携帯電話で公表することにより、誰もが簡単にAEDを使用して救命活動に従事できるようにする。

### 【情報把握、公表の仕組み】



## 【AED設置情報提供システムのイメージ】

### ① パソコンによる地図情報の表示

パソコンのトップ画面

個別ページ

### ② 携帯電話による地図情報の表示

携帯電話のトップ画面

個別ページ

- 携帯電話の検索機能を充実（平成21年4月）
  - ・ GPSにより現在地周辺のAEDを表示
  - ・ 住所検索機能
  - ・ キーワード検索機能
  - ・ 地図表示の拡大機能

《参考》 ホームページへのアクセス数 (H18.12~H23.3 の累計)

- |                         |         |
|-------------------------|---------|
| ① 県ホームページ「県民の尊い命を救うAED」 | 約 7万6千件 |
| ② AED設置情報提供システム         | 約20万5千件 |

## 7 八都県市への働きかけ

### 1 八都県市首脳会議への提案

設置されたAEDを効果的に活用するためには、AED設置情報を把握し、公表する必要がある。

このため、平成19年11月12日に開催された「第52回八都県市首脳会議」において、埼玉県、さいたま市が広域的にAED設置情報の提供について取り組む必要性を共同提案した。

### 2 提案結果

平成20年11月12日に開催された「第54回八都県市首脳会議」でAED設置情報提供に関する基本方針が承認され、今後、八都県市は、この基本方針に沿って取り組むこととなった。

**【目標】** 八都県市共通の方向でAED設置情報の提供に取り組む。

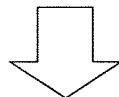
**【内容】** 八都県市はそれぞれの実情を踏まえ、AED設置情報（施設名、所在地、連絡先等）の把握に努め、ホームページ等により公表する。

### 八都県市AED設置情報提供に関する基本方針

#### 1 基本的な考え方

- ◎ 八都県市が共通の方針に沿ってAEDの設置情報の提供を推進する。

#### 2 具体的な共通の取り組み



情報収集	提供方法
<ul style="list-style-type: none"><li>① 収集方法<ul style="list-style-type: none"><li>○ 各自治体・民間事業者等の協力</li></ul></li><li>② 収集先<ul style="list-style-type: none"><li>○ 日本救急医療財団</li><li>○ 自治体</li><li>○ 民間事業者・AED設置関係団体</li><li>○ AED関係業者(AEDメーカー)</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 提供内容(項目)<ul style="list-style-type: none"><li>○ 施設名・所在地・設置位置</li><li>○ 連絡先(電話番号)</li><li>○ 地図情報 など</li></ul></li><li>② 提供方法<ul style="list-style-type: none"><li>○ 各都県市ホームページ(相互リンク)</li><li>○ 広報誌</li><li>○ 携帯サイト など</li></ul></li></ul>

## 8 AEDの普及啓発

### 1 県ホームページによる啓発



#### 【ホームページの構成】

##### 1 重要なお知らせ

- ① AEDの適正管理
- ② 自主回収情報

##### 2 AEDの普及推進

- ① 普及推進計画
- ② 普及推進ガイドライン

##### 3 AEDに関する情報提供

- ① 設置等届出制度
- ② 設置情報提供システム
- ③ 貸出制度
- ④ AEDの操作方法

##### 4 救命講習会の日程

### 2 マスメディアを活用したAED普及啓発

テレビ	19年8月	NHK おはよう日本、首都圏ニュース	設置情報提供システムの紹介
	20年7月	テレビ埼玉 週刊彩の国ニュース	救命救急法、設置情報提供システムの紹介
	21年9月	フジテレビ めざましぇどうび	設置情報提供システムの紹介
	22年9月	テレビ埼玉 週刊彩の国ニュース	救命救急法、設置情報提供システムの紹介
情報誌 広報誌	22年8月	ぱど 8月27日号	救命救急法、設置情報提供システムの紹介
	22年9月	彩の国だより 9月号	設置情報提供システムの紹介
ラジオ	20年7月	FM Nack5 モーニングスクエア	設置情報提供システムの紹介
	21年1月	FM Nack5 モーニングスクエア	AEDの普及啓発
	22年9月	FM Nack5 モーニングスクエア	AEDの普及啓発

### 3 設置促進に向けた働きかけ

#### (1) 市町村への働きかけ

毎年、市町村担当者会議を開催し、市町村施設への設置促進、民間施設に対する働きかけを要請するとともに、先進的な取組をしている市町村の事例を紹介した。

開催状況	概要
18年8月23日	AED普及推進計画・ガイドラインの説明、設置届出制度の説明、川越市、越谷市の取組事例など
19年9月14日	AED設置状況、AED設置情報提供システム、市町村アンケート結果、北本市、和光市の取組事例など
20年8月20日	AED設置状況、市町村アンケート結果、新座市、所沢市の取組事例など
21年8月28日	AED設置状況、市町村アンケート結果、春日部市の取組事例など
22年6月15日	AED設置状況、市町村アンケート結果、川越市の取組事例など

#### 【参考】市町村の取組状況

普及推進計画等を策定	10市町 (16%)
ホームページ又は書面で設置場所を公表	51市町村 (80%)
地図情報で設置場所を公表	29市町村 (45%)

(2) 民間団体等への働きかけ

団 体	事 業 者
日本民営鉄道協会	J R 東日本
日本チェーンストア協会関東支部	県内プール設置者
日本フードサービス協会	私立大学・専修学校・各種学校
日本ショッピングセンター協会関東甲信越支部	大規模商業施設
日本ホテル協会	銀行
埼玉県私立中学高等学校協会	各コンビニエンスストア埼玉本部
全埼玉私立幼稚園連合会	J A いるま野
埼玉県中小企業団体連合会	N T T 東日本埼玉
埼玉県商工会議所連合会	N T T ドコモ
埼玉県ホテル旅館生活衛生同業組合	自動車教習所 など
日本フランチャイズチェーンストア協会	
埼玉県医師会	
埼玉県歯科医師会	
埼玉県薬剤師会	
埼玉県製薬協会	
埼玉県医薬品卸業協会 など	

4 A E Dの貸出制度

- (1) 県は、平成21年5月から多くの県民が集まる屋外イベントなどの行事にA E Dの貸し出しを行っている。(平成23年3月末 累計19件)

区 分	件 数
マラソン等のスポーツ大会	10件
防災訓練等	4件
式典・講演会等	3件
自然環境イベント	2件
合 計	19件

(2) 市町村の貸出制度

平成23年3月末現在、28市町村(44%)が貸出制度を設けている。

川越市、熊谷市、行田市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、草加市、越谷市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、和光市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、鶴ヶ島市、吉川市、三芳町、毛呂山町、横瀬町、松伏町

## 5 AED普及啓発資料の作成・配布

AED普及啓發パンフレット 「みんなの命いを守る!」	パンフレット (29万部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村、消防本部、保健所などに配布</li> <li>消防本部、日本赤十字社埼玉県支部が開催する救命講習会などで配布</li> <li>各種イベント、講習会などで配布</li> </ul>
QRコード入りカード (21万枚)	QRコード入りカード (21万枚)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種イベント、講習会などで配布</li> </ul>
AED設置施設シール (1万2千枚)	シール (1万2千枚)	AED販売業者を通じて設置施設に配布

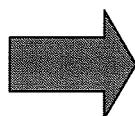
【参考】パンフレット等を配布し、啓発活動を行ったイベント（抜粋）

<b>消防・救急・防災フェア</b> 大宮ソニックシティ 平成18年10月23日(木) ～11月3日(金)	
<b>まなびピア埼玉2009</b> さいたまスーパーアリーナ 平成21年10月29日(木) ～11月3日(火)	
<b>埼玉県・羽生市総合防災訓練</b> 羽生水郷公園 平成22年9月5日(日)	

## 9 AED普及推進のまとめ

AEDの設置促進

県内に8,500台の  
AEDを設置

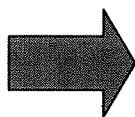


8,751台  
(23年3月現在)

公共施設は  
目標の122%  
民間施設は  
目標の91%

救命講習会の受講促進

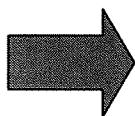
救命講習会受講者  
25万人以上(累計)



36万5千人  
(18~22年度)

AEDの設置情報の把握、公表

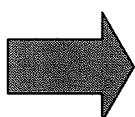
・AED設置等届出制度  
・設置情報提供システム } の構築



・設置届出制度の運用  
・設置情報提供システム  
の運用

AEDの普及啓発

・必要性、有用性等の普及啓発  
・心肺蘇生法等の普及啓発



・設置促進の働きかけ  
・マスメディア等の活用

## 10 今後の取り組み

### 1 AEDの普及啓発

#### (1) 民間施設への普及啓発

##### ア 現 状

AEDの必要性は社会的に認知され、公共施設への設置はかなり進んでいるが、民間施設への設置は、コストや管理などの理由から目標の91%となっている。

##### イ 今後の取組

幼稚園、社会福祉施設、駅、スポーツ施設などAEDの設置が望まれる民間施設、関係団体等に対し、引き続きAEDの設置や届出を働きかけていく。

#### 【参考】

区分	施設数	設置届出数 平成23年3月末	設置届出率
私立幼稚園	567施設	103施設	18%
私立保育園	449施設	88施設	22%
老人福祉施設・ 障害者福祉施設	1,891施設	129施設	7%
鉄道駅	232駅	141駅	61%
スポーツ施設 <sup>注)</sup>	約900施設	140施設	約16%

注) スポーツ施設については、フィットネスクラブ、テニススクール、スイミングスクール、ゴルフ練習場、ゴルフ場の5種類を計上した。

## (2) 保守管理

### ア 現 状

厚生労働省は、AED設置者による日常点検やバッテリー、電極パッドなどの消耗品の管理が徹底されていない事例が報告されたため、都道府県及びメーカーに対し適切な管理の重要性について周知するよう注意喚起の通知を発出した。(平成21年4月、平成22年5月)

県は、国の通知を受け、AEDを設置している県有施設、市町村等に通知するとともに、県ホームページ等により注意喚起を図っている。

#### 【留意事項】

##### ① 点検担当者の配置

AEDの設置者は、AEDの日常点検等を実施する「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施させること。

##### ② 日常点検の実施

AEDが正常かどうかを示すインジケータ表示を日常的に確認・記録すること。

##### ③ 消耗品の適切な管理

AEDの電極パッドやバッテリーには使用期限や寿命があるので、交換時期を記載した表示ラベルを取り付け、適切に交換すること。

### イ 今後の取組

救急救命時にAEDを使用する際、管理不備による作動不良を防止するため、引き続き、適切な管理の重要性を県ホームページで啓発するとともに、実態調査などを通じて適切な管理の重要性を設置者等に周知していく。

## 2 AED設置情報の提供

### (1) AED設置等届出の促進

#### ア 現 状

埼玉県では、県独自のAED設置等届出制度を設けている。AED設置者をはじめ、市町村、消防本部（局）、日本赤十字社埼玉県支部など関係機関・関係団体の協力を得て設置情報の把握に努めている。

制度の運用開始後5年以上が経過しているため、設置されているAEDの機種、連絡先等が変更されている場合も想定される。

#### イ 今後の取組

県民にAED設置情報を提供するためには、正確な設置情報を把握する必要がある。

そのため、AEDメーカーや販売業者の協力を得て設置等届出を促進とともに、既設のAEDの実態調査を行い、設置情報の精度を高めていく。

### (2) AED設置情報提供システムの活用

#### ア 現 状

平成21年4月、携帯電話の検索機能にGPSやキーワード検索などの機能を加え、利用者の利便性の向上を図った。

各消防本部（局）、日本赤十字社埼玉県支部が実施する救命講習会などでパンフレット、QRコード入りカードを配布するとともに、マスメディアなどを活用してAED設置情報提供システムの周知に努めている。

#### イ 今後の取組

AEDの必要性や有用性を県民が認識し、AEDの設置情報を活用して救命活動を行えるよう、市町村、学校、企業等などのホームページとの相互リンク、マスメディアの活用などあらゆる手法を通じてシステムの周知を図っていく。

また、普及が進んでいるスマートフォンに対応するなど、さらに操作性を高め、利用者の利便性向上を図っていく。

### 3 救命講習会の受講促進

#### (1) 現 状

救命救急に対する県民の意識を高めるため、各消防本部（局）及び日本赤十字社埼玉県支部の協力を得て、県ホームページやマスメディアなどにより救命講習会の開催を周知している。

その結果、平成18年度以降、受講者は毎年7万人前後で推移している。

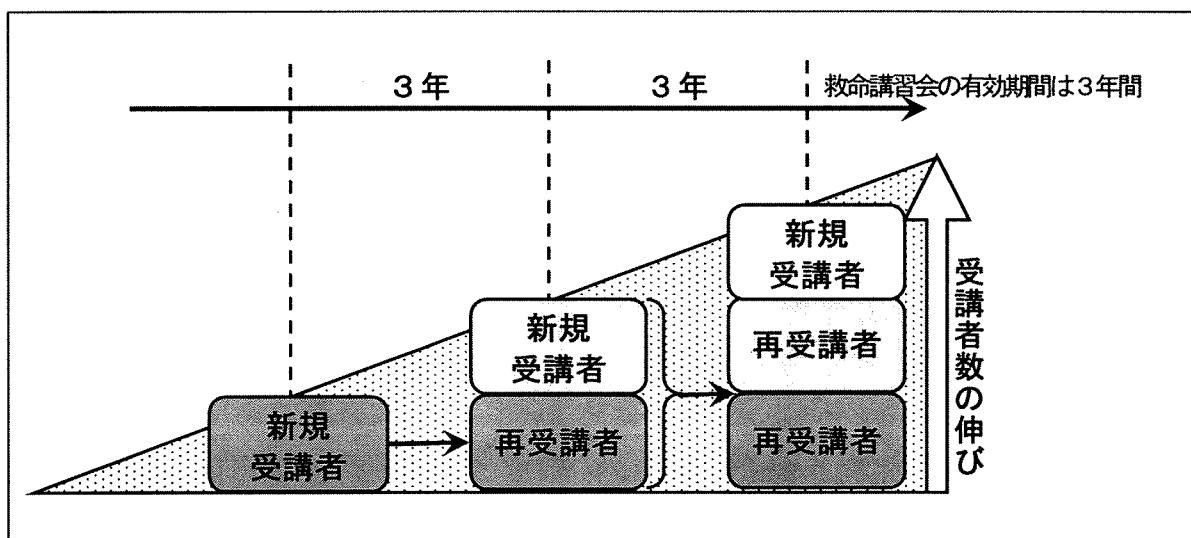
#### (2) 今後の取組

設置されたAEDを効果的に活用するためには、心肺蘇生法※とAED操作の技量の向上が必要である。

また、一般市民が救命現場に居合わせたとき、冷静に勇気を持って行動するには、繰り返し訓練を受けることが有効である。

これらに対応するため、引き続き消防機関及び日本赤十字社埼玉県支部等の協力を得て、救命講習会の受講及び再受講を促進していく。

【再講習イメージ図】



#### 【参 考】 「救急蘇生ガイドライン2005」の改定について

本年6月、財団法人日本救急医療財団と日本蘇生協議会で構成するガイドライン作成合同委員会から、救急蘇生法の指針となる「救急蘇生ガイドライン2010」の確定版が公表された。

# 參 考 資 料

## 埼玉県AED普及推進協議会の開催状況

### 1 埼玉県AED普及推進協議会

#### (1) 目的

突然の心肺停止から県民の尊い命を救うため、AEDの設置促進及び県民がAEDを迅速かつ適切に活用できる体制整備を協議する。

#### (2) 委員の構成（18名：任期2年間）

学識経験者 8名、関係団体7名、消費者団体を代表する者 2名、報道機関 1名

### 2 協議会の開催

#### (1) 第1回（平成18年7月）

- 「埼玉県AED普及推進計画」の策定
- 「埼玉県AED普及推進ガイドライン」の策定  
(市町村や民間施設のAED設置施設での管理方法、表示のあり方等)
- 埼玉県AED設置等届出システムの導入について検討

#### (2) 第2回（平成19年2月）

- 民間施設への普及促進に係る協議
- AED設置届出の推進に係る協議
- 救命講習会の受講促進に係る協議
- 埼玉県AED設置情報提供システムの整備に係る検討  
(地図情報、携帯電話対応)

#### (3) 第3回（平成19年11月）

- 民間施設へのAED設置促進に係る協議
- AED設置届出の推進に係る協議（継続）
- AED設置情報提供システムの広域化に係る報告  
(八都県市全域に情報提供できるようなシステム構築を八都県市首脳会議に提案)
- AEDの普及啓発について（心臓しんとうに関する情報提供）

#### (4) 第4回（平成21年1月）

- 民間施設へのAED設置促進に係る協議（継続）
- AED設置届出の推進に係る協議（継続）
- AED設置情報提供システムの活用促進に係る検討  
(GPS機能やキーワード検索の機能追加)

#### (5) 第5回（平成21年11月）

- AEDの普及推進状況に係る報告
- AEDの普及推進に向けた今後の取組に係る協議

#### (6) 第6回（平成23年 7月）

- AEDの普及推進事業の実施結果
- AED普及推進に向けた今後の取組

# 埼玉県AED普及推進協議会設置要綱

## (目的)

第1条 県民の尊い命を守ることを目的として、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の設置促進及び県民がAEDを迅速かつ適切に活用できる体制整備を協議するため、埼玉県AED普及推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成し、20人以内とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 消費者団体を代表する者
- (4) その他適當と認められる者

## (委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。

ただし、欠員が生じた場合に補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第4条 協議会には、会長を置き、委員の互選により定める。

2 副会長は、委員のうちから会長が指名した者とし、会長に事故があるときは副会長がその職務を代行する。

## (会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 委員が会議に出席できない場合は、それに代わる関係者が出席することができる。

## (所掌事務)

第6条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 埼玉県AED普及推進計画に関すること。
- (2) 埼玉県AED普及推進ガイドラインに関すること。
- (3) 市町村及び民間施設へのAED普及促進に関すること。
- (4) AEDを含む救命講習会の受講促進に関すること。
- (5) AEDの普及啓発（AEDマーク・パンフレット作成等）に関すること。
- (6) その他AED普及推進に関すること。

## (庶務)

第7条 協議会の事務局は埼玉県保健医療部薬務課に置き、その庶務を行う。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は会長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

# 埼玉県AED普及推進協議会委員

(敬称略)

平成23年4月1日 現在

区分	氏名	職名
学識経験者 (8人)	利根川 洋二 いの川 ようじ	社団法人埼玉県医師会常任理事
	井出 良子 いの出 りょうこ	社団法人埼玉県歯科医師会理事
	直江 康孝 なおえ やすたか	川口市立医療センター救命救急センター長
	手島 右踏 てしま みぎふみ	日本赤十字社埼玉県支部事業部救護・講習課長
	膳龜 昭三 ぜんかめ しょうぞう	社団法人埼玉県薬剤師会常務理事
	関根 正明 せきね まさあき	埼玉県消防長会会長市(さいたま市消防局警防部参事兼救急課長)
	荒幡 憲作 あらはた けんさく	埼玉県消防長会救急部会(所沢市消防本部救急課長)
	新井 敏彦 しらい としひこ	埼玉県医療機器工業会副会長
関係団体を 代表する者 (7人)	富岡 清 とみおか きよし	埼玉県市長会副会長(熊谷市長)
	関根 孝道 せきね たかみち	埼玉県町村会理事(上里町長)
	田島 俊秀 たじま としひで	埼玉県中小企業団体中央会専務理事
	長澤 勇二 ながさわ ゆうじ	社団法人全埼玉私立幼稚園連合会理事
	岡西 基次 おかにし もとづぐ	ライオンズクラブ国際協会330C地区会計監査委員
	山崎 雅俊 やまざき まさとし	埼玉県レクリエーション協会副理事長
	山口 賢一 やまぐち けんいち	埼玉県ホテル旅館生活衛生同業組合理事長
消費者団体を 代表する者 (2人)	落合 一弘 おちあい かずひろ	財団法人埼玉県老人クラブ連合会常務理事兼事務局長
	新井 雪江 しらい ゆきえ	埼玉県地域婦人会連合会副会長
報道機関 (1人)	名倉 昭 なぐら あきら	株式会社テレビ埼玉専務取締役

医政発第 0701001 号  
平成 16 年 7 月 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

### 非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について

救急医療、特に病院前救護の充実強化のための医師並びに看護師及び救急救命士（以下「有資格者」という。）以外の者による自動体外式除細動器（Automated External Defibrillators。以下「AED」という。）の使用に関しては、平成15年11月から、「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用のあり方検討会」を開催し、救急蘇生の観点からみた非医療従事者によるAEDの使用条件のあり方等について検討してきたところ、このほど別添のとおり報告書（以下「報告書」という。）が取りまとめられた。

非医療従事者によるAEDの使用については、報告書を踏まえ取扱うものであるので、貴職におかれではその内容について了知いただくとともに、当面、下記の点に留意いただき、管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体に周知するとともに、特にAEDの使用に関し、職域や教育現場で実施される講習も含め、多様な実施主体により対象者の特性を踏まえた講習が実施される等により、AEDの使用に関する理解が国民各層に幅広く行き渡るよう取り組みいただくほか、非医療従事者がAEDを使用した場合の効果について、救急搬送に係る事後検証の仕組みの中での的確に把握し、検証するよう努めていただくようお願ひする。

#### 記

##### 1 AEDを用いた除細動の医行為該当性

心室細動及び無脈性心室頻拍による心停止者（以下「心停止者」という。）に対するAEDの使用については、医行為に該当するものであり、医師でない者が反復継続する意思をもって行えば、基本的には医師法（昭和23年法律第201号）第17条違反となるものであること。

## 2 非医療従事者によるAEDの使用について

救命の現場に居合わせた一般市民（報告書第3の3の（4）「講習対象者の活動領域等に応じた講習内容の創意工夫」にいう「業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定されている者」に該当しない者をいうものとする。以下同じ。）がAEDを用いることには、一般的に反復継続性が認められず、同条違反にはならないものと考えられること。

一方、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待、想定されている者については、平成15年9月12日構造改革特区推進本部の決定として示された、非医療従事者がAEDを用いても医師法違反とならないものとされるための4つの条件、すなわち、

- ① 医師等を探す努力をしても見つからない等、医師等による速やかな対応を得ることが困難であること
  - ② 使用者が、対象者の意識、呼吸がないことを確認していること
  - ③ 使用者が、AED使用に必要な講習を受けていること
  - ④ 使用されるAEDが医療用具として薬事法上の承認を得ていること
- については、報告書第2に示す考え方方に沿って、報告書第3の通り具体化されたものであり、これによるものとすること。

## 3 一般市民を対象とした講習

AEDの使用に関する講習については、救命の現場に居合わせてAEDを使用する一般市民が心停止者の安全を確保した上で積極的に救命に取り組むため、その受講が勧奨されるものであること。

講習の内容及び時間数については、報告書別紙の内容によることが適当であること。

なお、講習の実施に当たっては、受講する者に過度の負担を生じさせることなく、より多くの国民にAEDの使用を普及させる観点から、講師の人選、生徒数、実習に用いるAEDの数等を工夫の上、講義と実習を組み合わせることにより、概ね3時間程度で、必要な内容について、効果的な知識・技能の修得に努めること。

講師については、報告書第3の3の（2）の公的な団体において、関係学会の協力を得て作成するものとされている非医療従事者を対象とした指導教育プログラムの普及が図られるまでの間は、関連する基本的心肺蘇生措置及びAEDの使用に関し十分な知識・経験を有する有資格者とするものであり、関係団体等に協力を要請し、その確保に努めること。

#### 4 効果の検証

非医療従事者がAEDを使用した場合の効果について、救急搬送に係る事後検証の仕組みの中で、的確に把握し、検証するよう努めるものとし、その際、「メディカルコントロール体制の充実強化について（平成15年3月26日付消防庁救急救助課長、厚生労働省医政局指導課長通知）」により、府内関係部局間の連携を密に、事後検証体制の確立に引き続き努めること。

#### 5 その他

- (1) 報告書の内容を踏まえ、指導教育プログラムが取りまとめられた際等には、必要に応じて追って通知するものであること。
- (2) 関係省庁、関係団体、学会に対しては、当職より別途通知しているものであること。
- (3) 非医療従事者によるAEDの使用条件については、事後検証の結果等に基づき、講習のあり方等について適宜、見直すものであること。

#### 別添 報告書（略）

厚生労働省ホームページから入手できます。  
(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/07/s0701-3.html>)



医政発第0416001号  
薬食発第0416001号  
平成21年4月16日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

厚生労働省医薬食品局長

自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について  
(注意喚起及び関係団体への周知依頼)

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、平成16年7月1日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」において、救命の現場に居合わせた市民による使用についてその取扱いを示したところですが、これを機に医療機関内のみならず学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に、国内において急速に普及しております。

一方で、AEDは、薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器です。

これらを踏まえ、救命救急においてAEDが使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、これまで以上にAEDの適切な管理等を徹底することが重要であることから、貴職におかれでは、下記の事項について、御協力いただくようお願いします。

なお、別添1のとおり、AEDの各製造販売業者に対して、AEDの設置者等が円滑に本対策を実施するために必要な資材の提供や関連する情報の提供等を指示するとともに、別添2のとおり、各省庁等に対して、各省庁等が設置・管理するAEDの適切な管理等の実施と各省庁等が所管する関係団体への周知を依頼したことを申し添えます。

## 記

1. AEDの適切な管理等について、AEDの設置者等が行うべき事項等を別紙のとおり整理したので、その内容について御了知いただくとともに、各都道府県の庁舎（出先機関を含む。）、都道府県立の学校、医療機関、交通機関等において各都道府県が設置・管理しているAEDの適切な管理等を徹底すること。
2. 貴管下の各市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して、各市町村の庁舎（出先機関を含む。）及び市町村立の学校、医療機関、交通機関等において各市町村が設置・管理しているAEDの適切な管理等が徹底されるよう本通知の内容について周知すること。
3. 貴管下の学校、医療機関、交通機関、商業施設等の関係団体に対して、民間の学校、医療機関、交通機関、商業施設等において当該関係団体及びその会員が設置・管理しているAEDの適切な管理等が徹底されるよう本通知の内容について周知すること。
4. 各市町村及び関係団体との協力・連携の下、AEDの更なる普及のための啓発を行う際には、AEDの適切な管理等の重要性についても幅広く周知すること。
5. 各都道府県、各市町村、関係団体等が実施するAEDの使用に関する講習会において、AEDの適切な管理等の重要性についても伝えること。

(照会先)

医薬食品局安全対策課安全使用推進室

電話：03-5253-1111（内線2751, 2758）

夜間直通：03-3595-2435

## AEDの設置者等が行うべき事項等について

### 1. 点検担当者の配置について

AEDの設置者（AEDの設置・管理について責任を有する者。施設の管理者等。）は、設置したAEDの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施させて下さい。

なお、設置施設の規模や設置台数等から、設置者自らが日常点検等が可能な場合には、設置者が点検担当者として日常点検等を実施しても差し支えありません。点検担当者は複数の者による当番制とすることで差し支えありません。

また、特段の資格を必要とはしませんが、AEDの使用に関する講習を受講した者であることが望ましいです。

### 2. 点検担当者の役割等について

AEDの点検担当者は、AEDの日常点検等として以下の事項を実施して下さい。

#### 1) 日常点検の実施

AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録して下さい。

なお、この際にインジケータが異常を示していた場合には、取扱説明書に従い対処を行い、必要に応じて、速やかに製造販売業者、販売業者又は賃貸業者（以下「製造販売業者等」という。）に連絡して、点検を依頼して下さい。

#### 2) 表示ラベルによる消耗品の管理

製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるようにAED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施して下さい。

なお、今後新規に購入するAEDについては、販売時に製造販売業者等が必要事項を記載した表示ラベルを取り付けることとしています。

#### 3) 消耗品交換時の対応

電極パッドやバッテリの交換を実施する際には、新たな電極パッド等に添付された新しい表示ラベルやシール等を使用し、次回の交換時期等を記載した上で、AEDに取り付けて下さい。

### 3. AEDの保守契約による管理等の委託について

AEDの購入者又は設置者は、AEDの販売業者や修理業者等と保守契約を結び、設置されたAEDの管理等を委託して差し支えありません。

#### 4. AEDの設置情報登録について

AEDの設置情報登録については、平成19年3月30日付け医政発第0330007号厚生労働省医政局指導課長通知「自動体外式除細動器（AED）の設置者登録に係る取りまとめの協力依頼について」において、AEDの設置場所に関する情報を製造販売業者等を通じて財団法人日本救急医療財団に登録いただくよう依頼しているところです。

同財団では、AEDの設置場所について公表を同意いただいた場合には、AEDの設置場所をホームページ上で公開することで、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するAEDの設置場所について把握し、必要な時にAEDが迅速に使用できるよう、取り組んでおります。

また、AEDに重大な不具合が発見され、回収等がなされる場合に、設置者等が製造販売業者から迅速・確実に情報が得られるようにするためにも、設置場所を登録していない、又は変更した場合には、製造販売業者等を通じて同財団への登録を積極的に実施するようお願いします。

なお、AEDを家庭や事業所内に設置している場合等では、AEDの設置場所に関する情報を非公開とすることも可能です。

(参考) AED設置場所検索（財団法人日本救急医療財団ホームページ）URL  
<http://www.qqzaidan.jp/AED/aed.htm>

#### 別添1及び別添2（略）

厚生労働省ホームページから入手できます。  
(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/04/h0401-4.html>)

医政指発0507第3号  
薬食安発0507第2号  
平成22年5月7日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

### 自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の周知等について（依頼）

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の適切な管理等の実施については、平成21年4月16日付け医政発第0416001号・薬食発第0416001号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」（以下「平成21年通知」という。）により、関係団体等への周知等を依頼したところです。

一方、必ずしも設置者等による日常点検の実施や消耗品の管理が徹底されていない状況も報告されており、緊急時に正常に使用されるためにも、別添のとおり、AEDの各製造販売業者に対して、日常点検の重要性及び消耗品の管理の必要性等について、改めて全ての設置者又は購入者に情報提供すること等を依頼いたしました。

については、貴職においても、関係部局と連携の上、平成21年通知の内容について、改めて関係団体等への周知等を行うようお願ひいたします。

### 別添（略）

厚生労働省ホームページから入手できます。  
(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/04/h0401-4.html>)

#### （参考）

1) 厚生労働省作成リーフレット「AEDの点検をしていますか？」

URL: <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/04/d1/h0401-4b.pdf>

2) 厚生労働省ホームページ「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」

URL: <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/04/h0401-4.html>